平成２８年４月８日

教育振興部教育指導課

練馬区教育委員会いじめ問題対策方針新旧対照表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変更  箇所 | 頁 | 新（平成２８年度） | 旧（平成２７年度） |
| 表  題 | １ｐ | （追加）**平成２８年度**練馬区教育委員会いじめ問題対策方針 | 練馬区教育委員会いじめ問題対策方針 |
| ３  教  育  委  員  会  の  取  組 | ２ｐ | （新規）  （１）いじめ防止等のための組織等の設置  **②　総合教育会議との連携**  **重大事態が発生した際は、いじめ等対応支援チームを招集するとともに、練馬区総合教育会議の設置および運営に関する要綱第５条(3)に基づき区長に報告する。** |  |
| （２）いじめの的確な実態把握・分析活用  ②インターネット上のいじめに関する情報把握および理解促進  （新規）  **○「ＳＮＳ練馬区ルール」を示し、インターネット上のトラブルの未然防止を図る枠組を整えるとともに、学校および家庭と連携して児童生徒および各家庭の主体的なルールづくりを推進する。** |  |
| ３ｐ | （３）学校（園）・教職員への指導・助言  （新規）  ⑦「学校いじめ対策推進教員（以下推進教員）」に対する研修の実施  **各学校が所属教員の中から指名する推進教員に対して、東京都や練馬区および各学校におけるいじめの実態や課題について、共通理解を図り、その解決に向けた組織的取組の在り方について必要な指導・助言を行う。** |  |
| ４  学  校  (園)  の  取  組 | ５ｐ | （１）学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置  ②　組織の設置  （新規）  **○校長は、所属教員の中から「学校いじめ対策推進教員（以下、推進教員）」を指名する。推進教員は、校長、副校長および生活指導主任等と連携し、区や学校の方針に照らして、学校の抱える課題の解決に向けた取組を行う。** |  |
| （２）いじめの防止  ②　児童生徒の主体的な活動の促進  ○小学校の児童会や中学校の生徒会が中心となった主体的な活動を促進する。  （追加）  **特に、ＳＮＳの利用に関しては、教員の指導のもと、児童生徒同士が話し合って「ＳＮＳ学校ルール」を作成し、インターネット上のいじめ等のトラブルの未然防止に努める。** | （２）いじめの防止  ②　児童生徒の主体的な活動の促進  ○小学校の児童会や中学校の生徒会が中心となった主体的な活動を促進する。 |